

10 障害者雇用安定奨励金

障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う者を配置する事業主や、特に職場定着に困難を抱える障害者に対して、ジョブコーチ計画に基づく支援を行う事業主に対して助成するものであり、障害者の職場適応・職場定着を図ることを目的としています。

本助成金は次の3つの助成金に分けられます。

- I 雇い入れた障害者の職場定着を支援する者を配置することを助成する「障害者職場定着支援奨励金」
- II 訪問型職場適応援助者（※）による障害者の職場適応の援助を行うことを助成する「訪問型職場適応援助促進助成金」
- III 企業在籍型職場適応援助者（※）を配置して障害者の職場適応の援助を行うことを助成する「企業在籍型職場適応援助促進助成金」

※ 職場適応援助者は、ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする担当者です。障害者の就労支援を行う事業主に雇用される者を「訪問型職場適応援助者」、障害者を雇用する企業に雇用される者を「企業在籍型職場適応援助者」といいます。

I 障害者職場定着支援奨励金

障害者を雇い入れるとともに、その業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対して助成するものであり、障害者の雇用を促進するとともに、職場定着を図ることを目的としています。

対象となる措置

本奨励金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の1の対象労働者を2の条件により雇い入れるとともに、3によって職場支援員を配置した場合に受給することができます。

1 対象労働者

本奨励金における「対象労働者」は、次の（1）から（3）のすべてに該当する求職者です。

（1）次の①～⑥のいずれかに該当する者であって、以下の2（1）の紹介を受けた日に失業等の状態にある者（雇用保険被保険者でない者など）

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ 発達障害者
- ⑤ 次の表に掲げるいずれかの難治性疾患を有する者

アイカルディ症候群、アイザックス症候群、I g A腎症、I g G 4関連疾患、亜急性硬化性全脳炎、アジソン病、アッシュャー症候群、アトピー性脊髄炎、アペール症候群、アミロイドーシス、アラジール症候群、有馬症候群、アルポート症候群、アレキサンダー病、アンジェルマン症候群、アントレー・ビクスラー症候群、イソ吉草酸血症、一次性ネフローゼ症候群、一次性膜性増殖性糸球体腎炎、1 p 36 欠失症候群、遺伝性ジストニア、遺伝性周期性四肢麻痺、遺伝性膵炎、遺伝性鉄芽球性貧血、VATER 症候群、ウィーバー症候群、ウィリアムズ症候群、ウィルソン病、ウエスト症候群、ウェルナー症候群、ウォルフラム症候群、ウルリッヒ病、HTLV-1 関連脊髄症、ATR-X 症候群、ADH 分泌異常症、エーラス・ダンロス症候群、

エプスタイン症候群、エプスタイン病、エマヌエル症候群、遠位型ミオパチー、円錐角膜、黄色靭帯骨化症、黄斑ジストロフィー、大田原症候群、オクシピタル・ホーン症候群、オスラー病、カーニー複合、海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん、潰瘍性大腸炎、下垂体前葉機能低下症、家族性地中海熱、家族性良性慢性天疱瘡、化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群、歌舞伎症候群、ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症、加齢黄斑変性、肝型糖原病、間質性膀胱炎（ハンナ型）、環状20番染色体症候群、関節リウマチ、完全大血管転位症、眼皮膚白皮症、偽性副甲状腺機能低下症、ギャロウェイ・モワト症候群、急性壊死性脳症、急性網膜壊死、球脊髄性筋萎縮症、急速進行性糸球体腎炎、強直性脊椎炎、強皮症、巨細胞性動脈炎、巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）、巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）、巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症、巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）、筋萎縮性側索硬化症、筋型糖原病、筋ジストロフィー、クッシング病、クリオピリン関連周期熱症候群、クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群、クルーゾン症候群、グルコーストランスポーター1欠損症、グルタル酸血症1型、グルタル酸血症2型、クロウ・深瀬症候群、クローン病、クローンカイト・カナダ症候群、痙攣重積型（二相性）急性脳症、結節性硬化症、結節性多発動脈炎、血栓性血小板減少性紫斑病、限局性皮質異形成、原発性局所多汗症、原発性硬化性胆管炎、原発性高脂血症、原発性側索硬化症、原発性胆汁性肝硬変、原発性免疫不全症候群、顕微鏡的大腸炎、顕微鏡的多発血管炎、高IgD症候群、好酸球性消化管疾患、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、好酸球性副鼻腔炎、抗糸球体基底膜腎炎、後縦靭帯骨化症、甲状腺ホルモン不応症、拘束型心筋症、高チロシン血症1型、高チロシン血症2型、高チロシン血症3型、後天性赤芽球癆、広範脊柱管狭窄症、抗リン脂質抗体症候群、コケイン症候群、コストロ症候群、骨形成不全症、骨髄異形成症候群、骨髄線維症、ゴナドトロピン分泌亢進症、5p欠失症候群、コフィン・シリズ症候群、コフィン・ローリー症候群、混合性結合組織病、鰓耳腎症候群、再生不良性貧血、サイトメガロウィルス角膜内皮炎、再発性多発軟骨炎、左心低形成症候群、サルコイドーシス、三尖弁閉鎖症、CFC症候群、シェーグレン症候群、色素性乾皮症、自己貪食空胞性ミオパチー、自己免疫性肝炎、自己免疫性出血病XIII、自己免疫性溶血性貧血、シトステロール血症、紫斑病性腎炎、脂肪萎縮症、若年性肺気腫、シャルコー・マリー・トゥース病、重症筋無力症、修正大血管転位症、シュワルツ・ヤンペル症候群、徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症、神経細胞移動異常症、神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症、神経線維腫症、神経フェリチン症、神経有棘赤血球症、進行性核上性麻痺、進行性骨化性線維異形成症、進行性多巣性白質脳症、心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症、心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症、スタージ・ウェーバー症候群、スティーヴンス・ジョンソン症候群、スミス・マギニス症候群、スモン、脆弱X症候群、脆弱X症候群関連疾患、正常圧水頭症、成人スチル病、成長ホルモン分泌亢進症、脊髄空洞症、脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）、脊髄髄膜瘤、脊髄性筋萎縮症、全身型若年性特発性関節炎、全身性エリテマトーデス、先天性横隔膜ヘルニア、先天性核上性球麻痺、先天性魚鱗癬、先天性筋無力症候群、先天性腎性尿崩症、先天性赤血球形成異常性貧血、先天性大脳白質形成不全症、先天性風疹症候群、先天性副腎低形成症、先天性副腎皮質酵素欠損症、先天性ミオパチー、先天性無痛無汗症、先天性葉酸吸収不全、前頭側頭葉変性症、早期ミオクロニー脳症、総動脈幹遺残症、総排泄腔遺残、総排泄腔外反症、ソトス症候群、ダイヤモンド・ブラックファン貧血、第14番染色体父親性ダイソミー症候群、大脳皮質基底核変性症、ダウン症候群、高安動脈炎、多系統萎縮症、タナトフォリック骨異形成症、多発血管炎性肉芽腫症、多発性硬化症／視神経脊髄炎、多発性嚢胞腎、多脾症候群、タンジール病、単心室症、弾性線維性仮性黄色腫、短腸症候群、胆道閉鎖症、遅発性内リンパ水腫、チャージ症候群、中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群、中毒性表皮壊死症、腸管神経節細胞僅少症、TSH分泌亢進症、TNF受容体関連周期性症候群、低ホスファターゼ症、天疱瘡、禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症、特発性拡張型心筋症、特発性間質性肺炎、特発性基底核石灰化症、特発性血小板減少性紫斑病、特発性後天性全身性無汗症、特発性大腿骨頭壊死症、特発性門脈圧亢進症、

特発性両側性感音難聴、突発性難聴、ドラベ症候群、中條・西村症候群、那須・ハコラ病、軟骨無形成症、難治頻回部分発作重積型急性脳炎、22q11.2 欠失症候群、乳幼児肝巨大血管腫、尿素サイクル異常症、ヌーナン症候群、脳髄黄色腫症、脳表ヘモジデリン沈着症、膿疱性乾癬、嚢胞性線維症、パーキンソン病、バージャー病、肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症、肺動脈性肺高血圧症、肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）、肺胞低換気症候群、バッド・キアリ症候群、ハンチントン病、汎発性特発性骨増殖症、PCDH19 関連症候群、肥厚性皮膚骨膜炎、非ジストロフィー性ミオトニー症候群、皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症、肥大型心筋症、ビタミンD 依存性くる病／骨軟化症、ビタミンD 抵抗性くる病／骨軟化症、ビッカースタッフ脳幹脳炎、非典型溶血性尿毒症症候群、非特異性多発性小腸潰瘍症、皮膚筋炎／多発性筋炎、びまん性汎細気管支炎、肥満低換気症候群、表皮水疱症、ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）、ファイファー症候群、ファロー四徴症、ファンコニ貧血、封入体筋炎、フェニルケトン尿症、複合カルボキシラーゼ欠損症、副甲状腺機能低下症、副腎白質ジストロフィー、副腎皮質刺激ホルモン不応症、ブラウ症候群、プラダー・ウィリ症候群、プリオン病、プロピオン酸血症、PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）、閉塞性細気管支炎、ベーチェット病、ベスレムミオパチー、ヘパリン起因性血小板減少症、ヘモクロマトーシス、ペリー症候群、ペルーシド角膜辺縁変性症、ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）、片側巨脳症、片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群、発作性夜間ヘモグロビン尿症、ポルフィリン症、マリネスコ・シェーグレン症候群、マルファン症候群、慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー、慢性血栓栓性肺高血圧症、慢性再発性多発性骨髄炎、慢性膵炎、慢性特発性偽性腸閉塞症、ミオクロニー欠神てんかん、ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん、ミトコンドリア病、無脾症候群、無βリポタンパク血症、メープルシロップ尿症、メチルマロン酸血症、メビウス症候群、メンケス病、網膜色素変性症、もやもや病、モワット・ウイルソン症候群、薬剤性過敏症候群、ヤング・シンプソン症候群、優性遺伝形式をとる遺伝性難聴、遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん、4p 欠失症候群、ライソゾーム病、ラスムッセン脳炎、ランゲルハンス細胞組織球症、ランドウ・クレフナー症候群、リジン尿性蛋白不耐症、両側性小耳症・外耳道閉鎖症、両大血管右室起始症、リンパ管腫症／ゴーハム病、リンパ脈管筋腫症、類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）、ルビンシュタイン・テイビ症候群、レーベル遺伝性視神経症、レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症、劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴、レット症候群、レノックス・ガストー症候群、ロスムンド・トムソン症候群、肋骨異常を伴う先天性側弯症

⑥ 高次脳機能障害のある者

(2) 雇入れ日現在において満65歳未満の者

(3) 障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所における利用者として雇用される者でない者

2 雇入れの条件

対象労働者を次の(1)と(2)の条件によって雇い入れること

(1) ハローワークまたは民間の職業紹介事業者(※1)等の紹介により雇い入れること

※1 具体的には次の機関が該当します。

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）
- ② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）
- ③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本奨励金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係奨励金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等

(2) 雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実(※2)であると認められること

※2 対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年（対象労働者が精神障害者の場合3年）以上であることをいいます。

注意

- 1 次の（１）～（７）のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。
 - （１）対象労働者と当該対象労働者を雇い入れる事業主（以下「雇入れ事業主」という）との間で、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介を受ける前から雇用の内定（予約）があった場合
 - （２）対象労働者の雇入れ日の前日から過去３年間に、以下のいずれかに該当する対象労働者を雇い入れる場合
 - ① 雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修等により、雇入れ事業主の事業所で就労したことがある場合
 - ② 通算して３か月を超えて訓練・実習等を受講したことがある場合
 - （３）対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去３年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがある場合
 - （４）対象労働者の雇入れ日の前日から過去１年間に、雇入れ事業主と資本・資金・人事・取引等の面で密接な関係にある事業主の事業所で雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修等により就労したことがある場合、または通算して３か月を超えて訓練・実習等を受講したことがある場合
 - （５）対象労働者が、雇入れ事業主の代表者又は取締役の３親等以内の親族（配偶者、３親等以内の血族と姻族）である場合
 - （６）対象労働者が、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介の時点における条件とは異なる条件で雇い入れられた場合で、当該対象労働者に対し労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
 - （７）対象労働者に対して支払われるべき支給対象期の労働に対する賃金が、支払期日を超えて支払われていない場合
- 2 支給対象期（下記「支給額」の１参照）の途中や当該支給対象期に係る支給決定までに、対象労働者または雇用契約により配置する職場支援員（下記３（１）参照）を事業主都合により離職（解雇、勧奨退職、事業縮小や賃金大幅低下、事業所移転等による正当自己都合離職等）させた場合は、当該支給対象期は不支給となります。また、最後の支給対象期が経過する前に当該対象労働者または当該職場支援員を事業主都合により離職させた場合は、すでに支給されている分があればそれを返還する必要があります。

3 職場支援員の配置

職場支援員（※３）を次の（１）～（３）のいずれかの契約によって配置すること

※３ 職場支援員とは、以下のア～カのいずれかの要件を満たす者をいいます。

- ア 精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、臨床心理士、産業カウンセラー、看護師、保健師又は障害者雇用促進法第２４条に規定する障害者職業カウンセラーの試験に合格しかつ指定の講習を修了した者
- イ 特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所での障害者の指導・援助に関する実務経験が２年以上ある者
- ウ 障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所などの障害者の就労支援機関において、障害者の就業に関する相談の実務経験が２年以上ある者
- エ 障害者雇用促進法第７９条第１項に規定する資格認定講習を受講した、または障害者職業生活相談員として届け出られた者であって、当該講習受講修了後または資格取得後に３年以上の実務経験がある者
- オ 職場適応援助者養成研修修了者である者
- カ 労働安全衛生法第１３条に基づき雇入れ事業主が企業内に配置する産業医以外の医師

- （１）次の①～⑧のすべてに該当する雇用契約

- ① 職場支援員を雇用保険被保険者として、支援を実施する期間およびそれに引き続く期間について継続して雇用され（職場支援員の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年（対象労働者が精神障害者の場合3年）以上であることをいう）、対象労働者を支援できること
- ② 職場支援員の週所定労働時間が対象労働者の週所定労働時間以上であること
- ③ 職場支援員が対象労働者の勤務している事業所と同一の事業所において勤務し、原則として常時見守りつつ、必要に応じて対象労働者との面談や就業上の相談ができること
- ④ 本奨励金の支給対象期間（下記「支給額」の1参照）において、ア～オの支給対象者として職場支援員が現に支援している労働者の数の合計が3以下であること
 - ア 本奨励金
 - イ 企業在籍型職場適応援助促進助成金
 - ウ 重度知的・精神障害者職場支援奨励金
 - エ 職場支援従事者配置助成金
 - オ 業務遂行援助者の配置助成金
- ⑤ 次のア～キまでの支給対象者として現に支援されている労働者でないこと
 - ア 本奨励金
 - イ 企業在籍型職場適応援助促進助成金
 - ウ 訪問型職場適応援助促進助成金
 - エ 重度知的・精神障害者職場支援奨励金
 - オ 職場支援従事者配置助成金
 - カ 業務遂行援助者の配置助成金
 - キ 障害者介助等助成金
- ⑥ 実務経験を有する職場支援員（上記3（※3）のイ～エ）の場合であって、当該実務経験期間（以下「経験期間」という）において、本奨励金を受給しようとする事業主に雇用されていた場合については、経験期間において⑤の対象労働者として支援されていた労働者でないこと
- ⑦ 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人および地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の委託事業費から人件費が支払われている者でないこと
- ⑧ 対象労働者に対する職場支援員としての配置の日が、対象労働者の雇入れ日から起算して6か月以内であること

(2) 次の①～⑤のすべてに該当する業務委託契約

- ① 対象労働者ごとに締結される契約であること
- ② 業務を委託される法人等が訪問型職場適応援助促進助成金の対象となる訪問型職場適応援助を行うもの、障害者の就労移行支援事業を行うもの、企業に対してうつ病対策等を中心とした相談・支援を行う従業員支援プログラム（EAP）を提供するもの等、障害者の就労・定着支援に係る業務を行うものであること
- ③ 対象労働者および雇入れ事業主からの電話相談、企業訪問又は支援法人事務所における面談等の相談体制を整備し、少なくとも月に1回以上、雇入れ事業主の事業所を訪問して対象労働者と面談を行うことを含むものであること
- ④ 業務委託の対象期間の開始日が、対象労働者の雇入れ日から起算して6か月以内であること
- ⑤ 雇入れ事業主が費用を負担するものであること

(3) 次の①～④のすべてに該当する委嘱契約

- ① 対象労働者に対して必要なときに支援を行うものであり、職場支援員との間で対象労働者ごとに締結される契約であること
- ② 対象労働者に対する面談（合わせて事業主に対する指導援助を行う場合を含む）を、雇入れ事業主の事業所に訪問して行うものであること
- ③ 対象労働者に対する最初の委嘱契約による支援を行う日が、対象労働者の雇入れ日から起算して6か月以内であること
- ④ 雇入れ事業主が費用を負担するものであること

対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット7～9ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

そのうち特に次の点に留意してください。

- 1 上記「対象となる措置」の各要件を満たして雇い入れた対象労働者（以下「支給対象者」という）の出勤状況及び支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合に応じること

注意 次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

- 1 支給対象者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、雇入れ事業主が、その雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）したことがある場合
- 2 支給対象者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、雇入れ事業主が、その雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由（※4）により、当該雇入れ日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させていた場合

※4 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1A（解雇等）または3A（勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職等）に該当する離職理由をいいます。
- 3 高年齢者雇用確保措置を講じていなかったために高年齢者雇用安定法第10条第2項に基づく勧告を受けた後、支給申請日までにその是正がなされていない場合

支給額

1 助成対象期間と支給対象期

- (1) 本奨励金は、支給対象者の雇入れまたは職場支援員の配置のいずれか遅い日を「起算日」とし、支給対象者の区分に応じて下表に示す期間（以下「助成対象期間」という）を対象として助成が行われます。

支給対象者	助成対象期間
精神障害者以外	起算日から2年間
精神障害者	起算日から3年間

- (2) 本奨励金は、この助成対象期間を6か月単位で区分した「支給対象期」（第1期～第4期（支給対象者が精神障害者の場合は第1期～第6期））ごとに、最大4回（支給対象者が精神障害者の場合は最大6回）にわたって支給されます。

2 支給額

- (1) 職場支援員を雇用契約または業務委託契約により配置した場合
支給対象者の類型と企業規模に応じ、下表に示す1人あたりの月額に、支給対象者が支給対象中に実

際に就労した月数(支給対象者の出勤割合が6割に満たない対象月等を除く)を乗じた額が支給されます。
ただし、支給対象者が長期休業した場合には支給されません。

支給対象者	企業規模	支給額 (支給対象者 1人あたりの月額)
短時間労働者以外の者	中小企業	4万円
	中小企業以外	3万円
短時間労働者 (※5)	中小企業	2万円
	中小企業以外	1万5千円

(注) 中小企業の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照

※5 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の雇用保険適用事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である者をいいます。

(2) 職場支援員を委嘱契約により配置した場合

委嘱による支援1回あたり1万円が支給されます。

なお、支給対象者の類型と企業規模に応じた、(1)の表に示す支給対象者1人あたりの月額に、支給対象期の月数を乗じた額が上限となります。

支給手続

本奨励金を受給しようとする事業主は次の1～2の順に受給手続をしてください。

受給資格認定申請や支給申請の期限を過ぎると、原則として当該申請期限に係る受給資格の認定や奨励金の支給を受けることができませんので注意してください。

1 受給資格認定申請

起算日から3か月以内に、「受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて(※6)、事業所の所在地を管轄する労働局(※7)へ受給資格の認定申請をしてください。

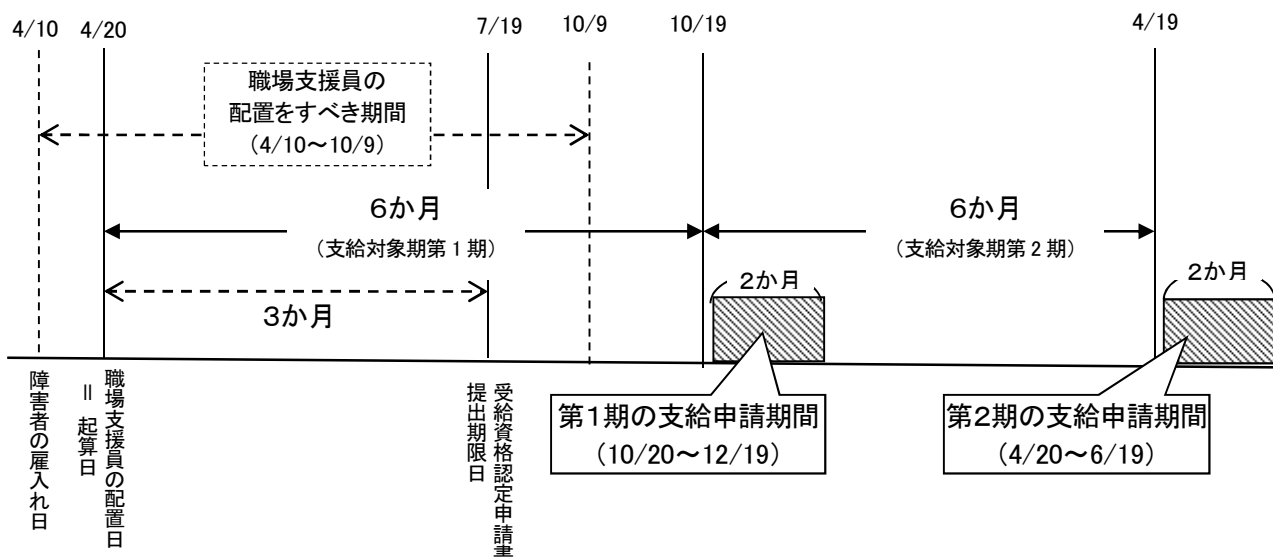
2 支給申請

1によって本奨励金の受給資格の認定を受けた後、支給対象期ごとに、それぞれの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて(※6)、受給資格認定申請を行った労働局(※7)へ支給申請してください。

※6 「受給資格認定申請書」、「支給申請書」の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※7 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。

(参考) 受給手続きの流れ【障害者を4月10日に雇い入れ、職場支援員を4月20日に配置した場合】



利用にあたっての注意点

- 1 本奨励金の受給資格申請から受給資格認定までの間、支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求めることがあります。
- 2 本奨励金は、職場支援員の配置について助成するものであり、個々の対象労働者（障害者）の雇入れについては、「特定就職困難者雇用開発助成金」等によって助成を受けることが可能です。
- 3 そのほか本奨励金の受給にあたっては「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, Gにご留意ください。
- 4 本奨励金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。